

令和7年（2025）年8月8日

白岡市議会議長 様

陳情者 埼玉弁護士会
会長 宗像 英明

陳情者 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司

陳情者 埼玉県消費者団体連絡会
代表幹事 柿沼 トミ子
代表幹事 高田 美恵子
代表幹事 吉川 尚彦

陳情者 埼玉県消費生活コンサルタントの会
代表 山下 則子

連絡先 埼玉弁護士会 事務局
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-7-20
TEL 048-863-5255

地方消費者行政の維持強化のため国の財政支援の動向と

国に対する要望意見書の採択のお願い（再）

1. 地方消費者行政の維持強化に向けた地方議会の意見書採択の動向

私たち埼玉県内の4団体は、本年5月、埼玉県議会及び県内市町村議会に対し、「地方消費者行政の維持強化のため国の財政支援を求める意見書採択の要請書」をお送りし、各議会において国に対する意見書を採択して頂くようお願い致しました。

6月議会直前のお願いであったこともあり議会での審議手続に間に合わない自治体があった中で、埼玉県議会及び県内8市町議会において、国に向けた意見書を採択して頂きました。全国的にも同様な取り組みが広がり、100自治体を超える地方議会において同様な意見書を採択・提出して頂きました。

2. 国会及び政府の動向

これらの地方の声を踏まえ、衆議院消費者問題特別委員会は、本年6月5日、「地方消費者行政の充実・強化に関する件」という6項目からなる特別決議が採択されました。また、政府は、本年6月6日、「経済財政運営と改革の基本方

針2025」(いわゆる骨太の方針)において、「地方消費者行政を強化するため、地域見守り活動の活性化や消費生活相談員の人材確保・育成に資するよう地方消費者行政強化交付金を見直す。」などの方針が掲げられました。

3. 令和8年度予算概算要求と予算案閣議決定に向けて

消費者庁は、こうした状況を踏まえ、本年8月末から9月初め頃、令和8年度予算概算要求において、地方消費者行政における消費生活相談体制の強化や高齢者見守りネットワークの整備を支援する交付金措置などを盛り込むことが期待されます。

そして、各省庁から提出される概算要求の中で、消費者被害の防止に向けた地方消費者行政への財政支援が重要かつ広範な課題として財務省を含む政府全体で承認され、12月の予算案閣議決定に盛り込まれることが正念場となります。

4. 改めて、地方議会における意見書採択のお願い

現在、悪質訪問販売業者による高齢者の消費者被害や詐欺的インターネット通信販売業者による消費者被害が拡大している一方で、各自治体の消費生活センターの相談体制の維持・強化や高齢者見守りネットワークの整備・展開が喫緊の課題となっています。

各地方議会から国に向けてこうした実態を盛り込んだ要望意見書を採択し、内閣総理大臣、財務大臣、消費者問題担当大臣、消費者庁長官、衆議院議長、参議院議長等の関係先に提出して頂くことが、最も大きな力になると考えます。

つきましては、本年5月に要請致しました標記案件について、未だ意見書を採択されていない議会におかれましては、来る9月議会において審議・採択し提出して頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。

これについて、お問合せは、標記埼玉弁護士会事務局宛願致します。

以上



ご参考

令和7年（2025）年5月20日

埼玉県内市町村議会議長 殿

要請者

埼玉弁護士会
会長 宗像 英明

埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司

埼玉県消費者団体連絡会
代表幹事 柿沼 トミ子
代表幹事 高田 美恵子
代表幹事 吉川 尚彦

埼玉県消費生活コンサルタントの会
代表 山下 則子

地方消費者行政の維持強化のため国の財政支援の継続を 要望する意見書の採択を求める要請書

第1 要請の趣旨

貴議会が、国会、内閣、関係各省庁及び消費者庁に対し、国民生活の安心安全を担う地方消費者行政の維持・強化を継続できるよう、下記の施策を求める意見書を採択していただきたく要請致します。

記

1. 国は、消費生活相談員の人件費に充てることを含む人材確保及び処遇改善に活用できる地方消費者行政に関する交付金を令和8（2026）年度以降も継続的に措置すること。
2. 全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O-N E T）の刷新及び相談業務のデジタル化に伴う地方公共団体の設備導入及び運営の経費を、国において全額負担する措置を講ずること。
3. 地方消費者行政の事務のうち消費生活相談業務及び相談情報集約事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に関する

事務であって国全体の水準を確保する必要があるものについては、地方財政法10条の適用によりその全部または相当部分を国が恒常的に財政負担することを検討すること。

4. 消費者被害防止に取り組む適格消費者団体及び地域の消費者団体の育成・活動支援・連携のために地方公共団体が行う支援事務に対し、国は財政支援を継続・拡充すること。

第3 要請の理由

1 消費者被害の現状と地方の相談窓口の重要性

平成21（2009）年の消費者庁創設以来、国と地方公共団体は相互に連携して消費者被害防止に向けた施策を講じてきたにもかかわらず、全国の消費生活センターに寄せられる消費生活相談件数は年間90万件前後に高止まりしています。高齢者を狙う悪質訪問販売業者の手口の巧妙化・悪質化や、取引のデジタル化に伴う匿名性の悪用や取引の複雑化により、消費者個人の注意では到底消費者被害を防止できない状況となっています。

埼玉県内においても、令和5（2023）年度の消費生活相談件数は52,017件に上り、平均契約購入金額は969,338円に上昇し、65歳以上の高齢者の相談件数は20.4%を占めています。

したがって、消費生活相談体制の整備及び機能強化、消費者被害防止の啓発・教育の充実、法令違反業者に対する指導・処分等の地方消費者行政は、一層拡充・強化する必要があります。

2 消費生活相談体制の維持のため交付金措置の継続の必要性

国は、消費者庁創設以来、地方公共団体に対し、消費者行政の活性化・充実・強化のための交付金措置を継続し、地方公共団体はこれを活用して消費生活相談体制の整備、消費者啓発事業等の施策を展開してきました。とりわけ消費生活相談員の人件費にも充てることのできる地方消費者行政推進事業の交付金は、相談体制の整備に大いに活用されてきました。

消費生活相談情報は、PIONEERを通じて国と地方公共団体で情報共有しており、消費者被害防止の注意喚起に活用するだけでなく、国と都道府県による事業者指導・処分の端緒情報に活用し、また国の消費者関連法制度の見直しにも活用するなど、わが国の消費者行政施策の情報基盤と言えます。

この交付金措置が、令和7（2025）年度末をもって終了となります。

このまま推移すると、財政力の弱い地方公共団体は、消費生活相談員の雇用継続や相談体制の維持が困難となるおそれがあり、消費者被害防止の各種施策も縮小・後退するおそれがあります。

加えて、消費生活相談員は、消費者問題の専門的知見を有する資格保有者であり、消費者と事業者間の紛争を適切な解決に向けて調整する高度の専門的な役割を担う職務であるにも関わらず、定期昇給のない会計年度任用職員制度の適用に伴い、雇止めの割合が平成30（2018）年度13.3%から令和6（2024）年度34.7%に急増しているなど、高度の専門性に見合う処遇とは到底言えません。その結果、消費生活相談員の年齢構成は60歳代以上が50.6%を占め、近年は、新たな消費生活相談員の確保が困難な状態が全国的に深刻な事態となっています。

そこで、国は、地方公共団体に対し、相談員の人件費にも充てられる交付金措置を令和8（2026）年度以降もしばらく継続することが喫緊の課題です。

3 P I O-N E Tシステムの刷新とデジタル化に関する国の費用負担

P I O-N E Tシステムは、これまで、国の費用負担により独自のネットワークを構築し、各地の消費生活相談情報を国が集約し、消費者施策全般に活用してきました。国は、P I O-N E Tシステムが令和8（2026）年に更新時期を迎えるのを契機に、相談情報の活用強化に対応できる設備の全面的刷新を進めています。

消費者庁は、システム刷新に伴う端末機の導入費用は国が負担する方針を表明しましたが、新システムの運営管理の諸費用がどこまで国が負担することになるのは不明点が多く、地方公共団体では不安が広がっています。

そこで、我が国の消費者行政施策全体の情報基盤の質を維持向上するため、P I O-N E Tシステムの刷新とデジタル化に関する費用は国が負担することを求めます。

4 国と地方公共団体の相互の利害に関する事務費用の国の恒常的負担

地方消費者行政は、地域住民に対するサービス提供である点で自治事務であると位置づけられてきました。しかし、消費生活相談業務は、地域の消費者に対する助言にとどまらず、P I O-N E Tを通じて相談情報を国全体で共有することにより、国と地方公共団体の相互の利害に係る不可欠の情報基盤であります。

また、適格消費者団体の差止請求業務は、法令違反行為の差止請求活動に

より消費者被害の防止及び国全体の市場の適正化の役割を果たすものであり、その活動を公的に支援することは、国と地方公共団体相互に重要な施策であると言えます。

このように地方消費者行政の事務の中には、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者施策を円滑に運営するためには全国の水準を維持・向上することが必要とされる事務（地方財政法10条）が含まれており、これについては国がその全部または相当部分を恒常的に負担することを、制度的課題として検討することが求められます。

5 適格消費者団体の活動は、制度スタートから約18年間に、26団体が認定を受け、差止請求訴訟の提起や裁判外の申入れ活動により、消費者被害の防止と市場の適正化に資する極めて公益性の高い活動を担っています。しかし、こうした差止請求活動の多くの部分が専門家の無償ボランティアによって支えられている実態があります。

そこで、適格消費者団体の活動が人的基盤及び財政基盤において持続可能となるためには、国や地方公共団体による公的財政支援の充実が不可欠です。埼玉県は、特定適格消費者団体に対し高齢者等見守り促進事業及びインターネット適正広告促進事業の委託を継続することにより、県内の消費者被害防止を官民連携により推進するとともに、実質的に特定適格消費者団体の活動を支援していますが、こうした取り組みが今後も継続できるよう国の継続的な財政支援を求めます。

地域の消費者団体は、高齢者見守りネットワークの担い手の役割や、一般消費者に向けた注意喚起や一般消費者の意見の収集・表明の役割など消費者政策を円滑に運営するうえで不可欠の幅広い役割（消費者基本法8条）が期待されています。消費者基本法26条には、「国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。」と定めています。しかし、現状は、一般消費者団体の育成・支援に関する国の施策や財政支援措置が大幅に縮小・後退し、その結果、地方公共団体による支援の継続も困難となり、地域の多くの消費者団体が構成員の高齢化、活動の衰退・消滅など、深刻な事態となっています。

そこで、地方消費者行政が真に機能するためには、地方公共団体と連携して消費者被害防止の主体的な活動を展開する消費者団体を育成・支援することが必要であり、国がその財政支援をすることを求めます。

7 まとめ

以上のとおり、財政力の脆弱な地方公共団体を含め国全体の地方消費者行政の水準を維持・強化するため、意見の趣旨に記載したとおり、国の強力な財政支援措置の継続または同様の措置を求める必要があります。

よって、地方消費者行政の一層の充実・強化のため、貴議会において、意見書を採択して頂き、国の関係先に提出して頂きますようお願い致します。

以上

地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書 (案)

令和7年〇月〇日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

内閣府特命大臣（消費者及び食品安全） 殿

消費者庁長官 殿

〇 〇 〇 議 会

第1 意見の趣旨

消費者のくらしの安全・安心を守り、事業者の取引適正化と健全な発展に貢献している地方消費者行政の体制と施策が維持・推進されるよう、国は、地方公共団体に対し下記のような財政措置を実施されたく要望します。

記

1. 国は、消費生活相談員の人件費に充てることを含む人材確保及び処遇改善に活用できる地方消費者行政に関する交付金を2026（令和8）年度以降も措置すること。
2. 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の刷新及び相談業務のデジタル化に伴う地方公共団体の設備導入及び運営の経費を、国において全額負担する措置を講ずること。
3. 地方消費者行政の事務のうち消費生活相談業務及び相談情報集約事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に係る事務であって国全体の水準を確保する必要があるものについては、地方財政法10条の適用によりその全部または相当部分を国が恒常的に財政負担することを検討すること。
4. 消費者被害防止に取り組む適格消費者団体及び地域の消費者団体の育成・活動支援・連携のために地方公共団体が行う支援事務に対し、国は財政支援を継続・拡充すること。

第2 理由

消費生活相談は、地域住民が消費者被害に遭ったとき、消費者問題専門家の資格を有する消費生活相談員が、消費者法制度の知見と最新の相談情報を活用して解決に向けて支援してくれる頼りになる相談機関です。しかも、消費生活センターに寄せられた相談情報は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を通じて全国で共有され、消費者被害防止の注意喚起に利用されるほか、国や都道府県による法令違反業者の指導・処分や国の法制度の改善のために活用されており、我が国全体の消費者行政の情報基盤となっています。

現在の消費者問題は、消費者庁創設後の全国の相談件数が年間90万件前後に高止まりした状態であり、近年は、高齢者を狙った悪質訪問販売業者による屋根・床下工事被害、インターネット上の虚偽・誇大広告による詐欺的定期購入被害など、手口の悪質化・巧妙化が顕著となっています。他方で、消費生活相談員の高度の専門性が考慮されていない不安定な地位と処遇が改善されず、相談員の高齢化が進む中で新たな担い手の確保が困難な事態が全国的に深刻となっています。

消費者庁は、創設以来15年間にわたり、地方消費者行政を推進・強化するため、相談員の人件費にも活用できる交付金を地方公共団体に交付し、消費生活センターの相談体制整備や消費者被害防止の各種取組を支援してきました。ところが、地方消費者行政強化交付金が、2025（令和7）年度末をもって基本的に終了時期を迎えます。

このまま推移すると、財政力の弱い多くの地方公共団体は消費生活相談体制の維持が困難となるおそれがあり、ひいては我が国の消費者行政の情報基盤が機能低下することになりかねません。さらに、国の交付金措置が終了すると、高齢者見守りネットワークの構築や適格消費者団体及び一般消費者団体の育成・活動支援・連携など、地方消費者行政による消費者被害防止施策全般の継続が危うくなります。

よって、当議会としては、財政基盤が脆弱な中でも引き続き消費者行政の推進に努力することを表明するとともに、国に対し、要望の趣旨記載の措置を2026（令和8）年度以降の予算に盛り込むことを要望します。